

■ 函館市によるキャンセル料負担の考え方(第1報)

緊急事態宣言の発令に伴い、「はこだて割」対象商品について無料キャンセルの対応をされた事業者に対しては、助成金交付要綱第9条および第10条の規定による事業者ごとの交付決定額の範囲内で、下記の取扱いにより市が負担します。

1. 市の負担対象となる無料キャンセル

無料キャンセルの対応をされた事案のうち、次の条件をすべて満たすものが対象となります。

- ・ 3/30(火)～5/17(月) 23:59までに予約された「はこだて割」対象商品
- ・ チェックイン日基準で、5/18(火)～5/31(月)までの期間を旅行日程に含むもの。
- ・ 5/18(火)～5/28(金) 23:59までにお客様がキャンセルしたもの。
- ・ 事業者ごとの「宿泊約款」「旅行業約款」により、実際にキャンセル料が発生したもの。
- ・ キャンセルに際し、お客様にキャンセル料を求めているもの。

2. 市による負担の考え方

(1) 「はこだて割」単独商品の場合

ア 宿泊商品

事業者が無料対応したキャンセル料について、当該予約に係る「はこだて割」による助成予定額の範囲内で市が負担します。

イ 交通費を含むパッケージ商品

事業者が無料対応したキャンセル料について、旅行者1人1泊当たり10,000円(最大3連泊分まで)を上限に市が負担します。

【市による負担例】

区分	販売価格	助成予定額	キャンセル料	市の負担額
宿泊商品	10,000円 (1泊2日)	5,000円	8,000円(80%)	5,000円
			3,000円(30%)	3,000円
			無料	0円
パッケージ商品	50,000円 (2泊3日)	10,000円 (@5,000×2泊)	40,000円(80%)	20,000円
			15,000円(30%)	15,000円
			無料	0円

※ なお、旅行事業者において無料キャンセルの対応をされた場合は、宿泊施設への応分の支払いについての配慮をお願いいたします。

(2) 「新しい旅のスタイル」事業と「はこだて割」との併用商品の場合

北海道の「新しい旅のスタイル」事業との併用商品について無料キャンセルの対応をされた場合の取扱いについては、「新しい旅のスタイル」事業のキャンセル料に関する取扱いを確認した後、改めてお知らせ致します。

3. キャンセル料無料期間の実績の報告方

キャンセル料無料期間におけるキャンセルの実績については、「キャンセル料無料期間報告書」（仮称）に必要事項を入力の上、事務局へご報告を頂く形となります。報告書の様式（エクセルシート）が整い次第、各事業者へ通知いたします。

以上